



文：小川 康成  
ファイナンシャル・プランナー

こんにちは、緊急非常事態宣言が解除されましたが、まだまだ気を抜ける状況ではなさそうですね。「アフター・コロナ」「ウィズ・コロナ」という言葉も聞かれるようになりました。第2波、第3波が来ない事を祈りつつ、来た場合に備えて環境を整備していく必要があります。

## 新型コロナは労災になるのか？



4月28日付、厚生労働省労働基準局（基補発0428第1号）によりますと、仕事が原因（業務起因性）で、経路が特定されなくても状況として（蓋然性）仕事が原因であったと認められた場合は、『労災保険給付の対象となる』とあります。

特に看護・介護などの医療に従事する人については、明らかに業務外で感染した。と認定される場合を除いて、労災保険給付の対象と認められます。

医療従事者等以外については、感染経路が特定され業務に内在する事が明らかな場合や、経路不明でも個々の状況を踏まえ、会社や取引先でクラスターが発生していた等の場合には、認定されそうです。

労災の対象になった場合、企業としては新たな課題が出てきます。2つのケースを見ていきましょう。

### 【ケース1】35才 中堅男性社員Aさんが、コロナ感染により亡くなり、会社の業務が原因と認定された場合



#### ■ Aさんの遺族が、亡くなったのは仕事が原因として訴えてきました。

Aさんの遺族は、Aさんは感染が考えられる危険な状況下で出勤して仕事をしており、その結果、新型コロナに感染して死亡した。会社が、休業などの措置を取らなかったのが原因だとして、労災保険で支給されない慰謝料などの部分について、労災民事訴訟を起こしてきました。

今回のケースで、Aさんが亡くなったのは労働災害と認定受けました。それとAさんの勤務先B社は業務上の災害を補償する民間の保険（業務災害補償）に加入していました。

業務災害補償保険に「使用者賠償責任補償特約」が付いていたので、業務上の事由または通勤途中に被った傷害に対する雇用主の賠償責任を補償する為、慰謝料及び逸失利益として7,330万円\*の保険金で支払われました。

\*35歳男性の年収500万円、妻+小学生の子供2名の場合



**ポイント** 今回のケースは感染経路が業務上と認定を受け、政府労災の対象となり、雇用主が上乗せとして掛けていた「業務災害補償保険」にも「使用者賠償責任補償特約」が付いていた為、ご遺族の方へ会社として大きな補償ができました。

それに加え事態の推移を見守っていた他の従業員も会社の対応に安堵し、「今後もB社で引き続き働く」という機運が高まっているようです。



## 【ケース2】役員Cさんが、コロナ感染したので、長期に渡り会社へ出社できなかった場合



B社では従業員の福利厚生制度の一環として、就業不能時の所得を補償する保険：GLTD（団体長期所得補償）に加入していました。

一次は、ICUに入るほど重篤な状態になったCさん、2ヶ月の療養の後、無事に出社できるまでに回復しました。休業している2ヶ月間の給与は、会社が契約していたGLTDで補償対象のため、保険金が支払われ、会社もCさんも業務復帰の為に治療に専念する事ができました。

**ポイント**  元々は採用難を少しでも解消する為、「就業不能時の給与補償としてGLTD制度の導入済み」と福利厚生の手厚さをPRする目的で契約していましたが、実際に就業不能者がいると、しっかり補償される事が実証され、社員さんもより会社への信頼が増したようです。保険料は、会社の福利厚生制度として損金扱いの処理ができるので、会社の負担が少なく、従業員へ大きな補償ができる助かりました。

### ＜一番大切な事は、社員さんとお客様の安全を確保する事＞

コロナ感染で死亡した社員Aさん、長期休暇となったCさんの会社B社の社長は、日ごろから危機感に対する意識が高く、今回の感染症に対する保険の対策は万全でした。しかし、一番大切な事は、社員さんの安全を確保する事、社内から感染者を出さない事です。

保険などの対策に加え、BCPプランなどで時差出勤、在宅勤務など新型コロナなど「感染症」を避けるための事前取組がやはり一番ですね。



厚生労働省からも「働き方改革推進支援助成金」として、テレワークに取り組む企業に対する助成金（補助率3/4・1企業当たり300万円）が12月1日まで募集されています。

新型コロナに関連したものも含めて、資金融資や給付金・助成金の制度がいくつも制定されております。

宣言が解除されているうちに、第2波、第3波や将来に備えての対策をしていかないと、経営上の重大なダメージを受けかねません。

BCPプランも「大地震」「台風」等の自然災害に備えて作成している企業はありますが、今回のような「感染症」に対する所までなされている企業は少数派です。

損害保険会社は、BCPプランに関して、災害対応を通じて豊富なノウハウを持っており、弊社も作成のお手伝いが可能です。ご興味が有りましたらお声掛け下さい。

